

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（農林水産省経営局経営政策課）

項目名	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例		
税目	所得税・法人税		
要望の内容	<p>〈制度の概要〉</p> <p>① 青色申告を行う認定農業者等が、農業経営改善計画等に従って農業用固定資産（農用地、農業用機械等）を取得等するために、経営所得安定対策等の交付金を農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、積立相当額を必要経費（損金）に算入することができる。</p> <p>② 当該準備金を取り崩して農業用固定資産を取得等した場合、当該年（事業年度）分の事業所得（所得）に相当する金額の範囲内で圧縮記帳し、必要経費（損金）に算入することができる。</p>		
	<p>〈要望の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限（R7.3.31）の2年延長 ・農業と食品産業の連携強化を図るための設備の追加 等 		
		<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）</p>	<p>－ 百万円 （▲12,100 百万円） （－ 百万円）</p>

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

我が国農業が成長産業として持続的に発展し、食料等の農産物の安定供給及び多面的機能の発揮という役割を果たしていくためには、生産性と収益性が高く、中長期的かつ持続的な発展性を有する、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、こうした農業経営が農業生産の相当部分を担い、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することが重要である。

このためには、意欲と能力のある農業者が、将来にわたって農業を継続し、農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の経営発展に取り組める環境を整備すること等により、競争力のある経営体を育成・確保することが重要である。

このため、認定農業者等の担い手に対し、本特例措置を講じることにより、農業経営の基盤強化を図るための農業用固定資産等への計画的な投資を促進し、競争力のある担い手の育成・確保を図るとともに、担い手への農地の集積・集約化を加速化する。

(2) 施策の必要性

我が国において、高齢化・人口減少が本格化し、農業者の減少や耕作放棄地の拡大等により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、国民への食料の安定供給の確保等を図る上で、生産基盤である農地について、持続性をもって最大限利用されるようにしていくことが、待ったなしの課題となっている。

このため、令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律に基づき、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、農地の集約化等を進めているところである。

これにより、効率的かつ安定的な農業経営を育成していく観点から、認定農業者等の担い手への農地の集積を加速するとともに、将来にわたり地域の農地を適切に維持・活用する多様な経営体により、農用地の効率的かつ総合的な利用が図られるよう取組を推進しているところでもある。

本特例措置は、地域の話合いにおいて農地の中心的な受け手となることが期待される認定農業者等を対象に、計画的な農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等の取組を促進するため、用途制限のない経営所得安定対策等の交付金を経営基盤の強化（農用地、農業用機械等の取得）に活用されるよう誘導するものであり、改正法に基づく取組を円滑に推進する上で不可欠な施策となっており、本特例を一体的に措置することにより、地域の話合いを通じた担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。

また、「食料・農業・農村基本法」（令和6年5月29日成立）において、「農業との連携の推進」が明記されており、農業者にとっては販路の拡大先である食品産業事業者と、食品産業事業者にとっては原材料の調達先である農業者が安定的な取引関係の確立を図ることで、持続的な食料システムの確立を図るとともに、農産物を生産・供給できる農業構造（担い手への農地集積・集約化）を確立することが不可欠となっているところである。

さらに、準備金制度活用者の利便性の向上を図る観点から、電子媒体の証明書を書しとして確定申告書に添付できるよう、所要の措置を講じる必要がある。

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 担い手の育成・確保等と農業経営の安定化 農地集積・集約化と農地の確保</p>
		政策の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月5日施行）に伴い、本年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間
		同上の期間中の達成目標	食料・農業・農村基本法の改正（令和6年6月5日施行）に伴い、本年度中に食料・農業・農村基本計画の改正を行うこととしており、担い手への農地集積目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。
		政策目標の達成状況	担い手が利用する農地面積の割合：60.4%（令和5年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	（令和7年度見込み） 対象者数 89,941 経営体（個人 67,233 法人 22,708） 適用者数 14,218 経営体（個人 7,946 法人 6,272）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	担い手の農業経営の安定化のためには、計画的に規模拡大等の経営改善を行う必要がある。経営規模の拡大や拡大した規模に見合う農業機械等の導入には多額の投資を要する。このため、本特例措置により、その投資額を蓄積し、認定農業者等の計画的な規模拡大等を促すことにより、担い手への農地利用の集積及び農業経営の安定化に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>（7年度要求） 経営所得安定対策等 5,465 億円</p> <p>（6年度） 5,425 億円</p>
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	我が国の生産条件と諸外国の生産条件の格差から生ずる不利を補正すること等を目的とした経営所得安定対策等の交付金の交付を受けた担い手が、農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画等に従って、農用地等の取得に充てるため、当該交付金を準備金として積み立てる場合や、積み立てた準備金を取り崩して対象資産を取得する場合に、特例措置を講じるものである。

		要望の措置の妥当性	本特例措置は、担い手の主体的な経営判断により、用途制限のない交付金を農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等経営発展のために計画的に投資することを支援するものであり、農業生産の基盤整備を推進する上で極めて有効な手法である。																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者数</th> <th>適用件数</th> <th>減税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>94,110人</td> <td>14,469件</td> <td>14,924百万円</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>73,157人</td> <td>8,489件</td> <td>6,968百万円</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>20,952人</td> <td>5,980件</td> <td>7,056百万円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>92,483人</td> <td>14,079件 (14,631)</td> <td>14,784百万円 (14,499)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>71,529人</td> <td>7,740件 (8,428)</td> <td>6,429百万円 (6,769)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>21,376人</td> <td>6,339件 (6,203)</td> <td>8,354百万円 (7,730)</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>91,380人</td> <td>14,290件 (14,631)</td> <td>16,581百万円 (14,499)</td> </tr> <tr> <td>個人</td> <td>69,347人</td> <td>8,102件 (8,428)</td> <td>7,604百万円 (6,769)</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>22,032人</td> <td>6,188件 (6,203)</td> <td>8,976百万円 (7,730)</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度の適用件数については、前回要望時の見込件数に比べ97.7%、令和5年度の減税額については、前回要望時の見込額に比べ114.4%であり、前回要望時の見込みとほぼ同等の適用件数、減税額となっている。</p>		対象者数	適用件数	減税額	令和3年度	94,110人	14,469件	14,924百万円	個人	73,157人	8,489件	6,968百万円	法人	20,952人	5,980件	7,056百万円	令和4年度	92,483人	14,079件 (14,631)	14,784百万円 (14,499)	個人	71,529人	7,740件 (8,428)	6,429百万円 (6,769)	法人	21,376人	6,339件 (6,203)	8,354百万円 (7,730)	令和5年度	91,380人	14,290件 (14,631)	16,581百万円 (14,499)	個人	69,347人	8,102件 (8,428)	7,604百万円 (6,769)	法人	22,032人	6,188件 (6,203)	8,976百万円 (7,730)
		対象者数	適用件数	減税額																																							
	令和3年度	94,110人	14,469件	14,924百万円																																							
	個人	73,157人	8,489件	6,968百万円																																							
	法人	20,952人	5,980件	7,056百万円																																							
令和4年度	92,483人	14,079件 (14,631)	14,784百万円 (14,499)																																								
個人	71,529人	7,740件 (8,428)	6,429百万円 (6,769)																																								
法人	21,376人	6,339件 (6,203)	8,354百万円 (7,730)																																								
令和5年度	91,380人	14,290件 (14,631)	16,581百万円 (14,499)																																								
個人	69,347人	8,102件 (8,428)	7,604百万円 (6,769)																																								
法人	22,032人	6,188件 (6,203)	8,976百万円 (7,730)																																								
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(適用件数)</th> <th>(適用総額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(第24条の2、第61条の2)</td> <td>3,056</td> <td>24,725,120千円</td> </tr> <tr> <td>(第24条の3、第61条の3)</td> <td>2,072</td> <td>17,346,731千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和4年度適用実態調査</p>		(適用件数)	(適用総額)	(第24条の2、第61条の2)	3,056	24,725,120千円	(第24条の3、第61条の3)	2,072	17,346,731千円																																
	(適用件数)	(適用総額)																																									
(第24条の2、第61条の2)	3,056	24,725,120千円																																									
(第24条の3、第61条の3)	2,072	17,346,731千円																																									
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<p>令和5年度において、本措置を活用し、農業経営改善計画等に従って農用地や農業用機械等の固定資産を取得した実績と当該計画に対する達成率は以下のとおりとなっており、本措置は、農業用固定資産への投資を促進する支援措置として有効に活用されている。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">① 農用地</td> <td>取得計画面積</td> <td>2,272 (ha)</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>2,229 (ha)</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>98.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">② 農業用機械等</td> <td>取得計画台数</td> <td>4,947 台</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>取得実績</td> <td>4,913 台</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>達成率 (B/A)</td> <td>99.3%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	① 農用地	取得計画面積	2,272 (ha)	A	取得実績	2,229 (ha)	B	達成率 (B/A)	98.1%		② 農業用機械等	取得計画台数	4,947 台	A	取得実績	4,913 台	B	達成率 (B/A)	99.3%																						
① 農用地	取得計画面積	2,272 (ha)		A																																							
	取得実績	2,229 (ha)		B																																							
	達成率 (B/A)	98.1%																																									
② 農業用機械等	取得計画台数	4,947 台	A																																								
	取得実績	4,913 台	B																																								
	達成率 (B/A)	99.3%																																									
	前回要望時の達成目標	令和5年度において、担い手が利用する農地面積の割合を80%とする。																																									
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	担い手が利用する農地面積の割合は、60.4%と目標に到達しておらず、今後も改正基盤法に基づく取組を強力に推進するとともに、税制措置や予算措置等あらゆる手段を活用し、担い手への農地の集積・集約化を加速化する必要がある。																																									
	これまでの要望経緯	<p>平成19年度 創設</p> <p>平成21年度 延長(2年)、拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産法人以外の特定農業法人を対象に追加 ・特別障害者に該当する場合の引継措置の創設 <p>平成22年度 拡充、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸別所得補償制度実証事業交付金を追加 ・特定農業団体及びこれに準じる組織を対象から除外 <p>平成23年度 延長(2年)、対象交付金の見直し</p> <p>平成25年度 延長(2年)、対象交付金の名称変更</p>																																									

	<p>平成 26 年度 対象交付金の見直し</p> <p>平成 27 年度 延長（2 年）、拡充、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者（個人）を対象に追加 ・対象資産の追加（農業用の建物、器具・備品等） ・環境保全型農業直接支援対策交付金を除外 ・農業生産法人以外の特定農業法人を対象から除外 <p>平成 28 年度 対象交付金の見直し等</p> <p>平成 29 年度 延長（1 年）</p> <p>平成 30 年度 延長（2 年）、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米の直接支払交付金を除外 ・農地所有適格法人である特定農業法人を対象から除外 <p>令和 2 年度 延長（1 年）</p> <p>令和 3 年度 延長（2 年）、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人・農地プランの中心経営体であることを対象要件に追加 ・所得基準額の構成の見直し <p>令和 4 年度 対象者要件の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営基盤強化促進法の改正を前提に、人・農地プランの法定化に伴う所要の規定の整備 <p>令和 5 年度 延長（2 年）、縮減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農業用機械等のうち取得価額が 30 万円未満の資産を除外
--	---